

令和 8 年度全国中学校体育大会
第 5 3 回全日本中学校陸上競技選手権大会
県別エリア・テント・シート（敷物）管理運営要項

本大会の会場となる維新百年記念公園陸上競技場は、公園内の競技場という性格上、一般の方の利用も多く大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 都道府県別エリア・テントについて

（１）使用可能期間

令和8年8月19日（水）12時30分から令和8年8月23日（日）競技終了まで

（２）設置場所

大会実行委員会は、希望があった都道府県に対して、ちよるる広場に都道府県ごとのエリアを確保する。さらに、申込があった都道府県に対してテントを設置する。

（費用は各県で負担、シートは各都道府県で準備）

※各都道府県でテントを持ってくることも可能。

（３）費用及び割り振り

申込を行った都道府県の代表者は、依頼したテント数に応じて費用を負担する（費用については下記参照）。場所の割り振りは、実行委員会に一任することとする。

※ テント費用

1 張（横幕 3 枚、重し固定〔各足 2 つ〕） ￥28,000

2 張（横幕 5 枚、重し固定〔各足 2 つ〕） ￥50,000

※ 各県 2 張までとする。エリアについては HP に掲載する。

2 補助競技場設置テントについて

（１）使用可能期間

令和8年8月19日（水）14時30分から令和8年8月23日（日）競技終了まで

（２）設置場所

- ・補助競技場内に、練習場所に対応して暑熱対策用のテントを大会実行委員会で準備する。ブロックごとの指定はしないので、譲り合って使用する。
- ・長時間にわたって場所を専有することは禁止する。

3 個人テントについて

個人テントの設置場所は大会実行委員会で定められた場所とし、それ以外は禁止する。

詳細は、全中ホームページ等でお知らせする。

（１）設置可能

令和8年8月19日（水）12時30分から令和8年8月23日（日）競技終了まで

（２）設置場所

個人テントを設置できる場所は、「個人テント設置可能区域」（HP 掲載）とする。各団体の設置するスペースは必要最小限とし、互いに譲り合って使用すること。指定された区域以外の場所に設置した場合は、大会実行委員会が撤去する。

（３）個人テント設置規制

テントやシートを杭で固定することは、運動公園管理事務所より固く禁じられているので、風対策は工夫すること。また、各日、テント及び下に敷いてあるグランドシート等は、毎日撤去すること。（芝生保護にご協力ください。）

原則として、テント・敷物・クーラーボックス等の荷物は日々撤収すること。なお、大会実行委員会は紛失・破損等について一切の責任を負わない。

4 維新百年記念公園陸上競技場（維新みらいふスタジアム）2階コンコースについて

(1) 使用可能期間

令和8年8月19日（水）12時30分から令和8年8月23日（日）競技終了まで

(2) 割り振り等

各都道府県に一定区画の場所の割り振りをし、待機場所等で利用しても良いこととする。場所の割り振りについては実行委員会に一任することとする。

(3) 注意等

- ① 各都道府県割り当ての場所には、イスや簡易テーブルの設置を認める。
- ② テントやタープなどの設置はできない。
- ③ 通路の確保など、利用マナーを守る。
- ④ 大会実行委員会は紛失・破損等について一切の責任を負わない。

5 維新百年記念公園体育館（維新大晃アリーナ）について

(1) 使用可能期間

令和8年8月20日（木）13時30分から令和8年8月23日（日）とし、詳細は大会要項記載の通りとする。

(2) レクチャールーム1階・武道場について

都道府県の割当てをせずに譲り合って使用することとする。養生シートを引くため、外履きで利用できるが、雨天などの場合は泥などをよく落としてから使用する。荷物は日々撤収すること。

(3) レクチャールーム2階観客席について

2階観客席は、開会式終了後は都道府県の割当てをせずに譲り合って使用することとする。座席のみの開放であるため、通路等を長時間にわたって専有しないこと。

(4) 注意等

- ① テントやタープなどの設置はできない。
- ② 一般の方も出入りするため、通路などの利用マナーを守る。
- ② 大会実行委員会は紛失・破損等について一切の責任を負わない。

6 全体注意事項

(1) 許可された場所以外へのテント等の設営は禁止する。

(2) 陸上競技場スタンド全域（芝スタンド含む）での場所取り及びシートの設置を禁止する。
*観戦する際の個人的なシート等は良いが、風等で飛ばないようにするとともに、観戦後必ず撤去すること。

(3) サイドスタンド・バックスタンドでの場所取り及びシートの設置を禁止する。

(4) 緊急時を考慮し、競技場全域において階段並びに階段前での場所取りは禁止する。

(5) 陸上競技場スタンド全域におけるテント及びパラソル等の設置を禁止する。

(6) 植え込み、立ち木、フェンス等を利用した設営は禁止する。

(7) 設置物は設置者が責任をもって管理し、突風等で吹き飛ばないように十分配慮すること。

(8) 実行委員会が、許可範囲以外での設置・場所取りや、大会運営に支障をきたすと判断した場合はブロック長を通して、各都道府県へ撤去を依頼する。依頼に従わない場合は実行委員会で撤去し、総務で保管する。

(9) 会場内にあるコンセントの使用は禁止する。

(10) 都道府県別エリア内の荷物については、各都道府県の区画に片づける。

(11) 都道府県の代表者は、割り当てられたエリア・テントの管理責任を負うものとする。

(12) 大会実行委員会は、紛失や盗難、破損等について一切の責任を負わない。

※譲り合ってご使用いただきますようご協力お願い致します。